

一般社団法人全日本学生柔道連盟倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本学生柔道連盟(以下「本連盟」という。)の会員等の倫理に関する基本的な事項を定めることにより、本連盟及び学生柔道界に対する社会的信頼の維持・向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「会員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 本連盟の会員(本連盟定款第5条に規定する会員をいう。)
- (2) 会員たる団体における柔道部に所属する選手(以下「選手」という。)
- (3) 選手の指導者たる立場にある部長、監督、コーチその他これらに準ずる者(以下「指導者」という。)
- (4) 本連盟の役員及び職員(以下「役職員」という。)

(会員等の行動規範)

第3条 会員等は、法令、本連盟定款及び諸規程並びに所属する団体の学則その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることのないよう行動しなければならない。

- 2 指導者及び役職員は、選手が、当連盟の風紀を乱す行為、その他、次条に定める禁止行為におよぶことがないように日頃から適切な指導を行い、資質の向上に努めなければならない。

(禁止行為)

第4条 会員等は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令、本連盟定款及び諸規程並びに所属する団体の学則その他の規程に違反すること。
- (2) 柔道精神に反して本連盟の名誉若しくは品位を傷つけ又は秩序を乱すこと。
- (3) スポーツの基本であるルール、マナーを守らないこと及びフェアプレーの精神に反する行為をすること。
- (4) いかなる場面を問わず、身体的又は精神的な暴力行為(間接的な暴力、暴言、脅迫、威圧等を含む。)に及ぶこと。
- (5) 指導に名を借りたいじめ、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、差別その他の人権尊重の精神に反する行動をとること。

- (6) 指導に名を借りた飲酒及び喫煙を強要すること。
- (7) 競技のために、世界ドーピング防止規程・禁止表国際基準に規定する禁止物質を使用し又は使用させること。
- (8) 円滑な大会運営を妨げる行為及び利用する施設等を損壊するような行為をすること。
- (9) 経理処理・金銭等に関して、横領、利益供与、贈収賄、不正経理等の不適切な行為をすること。
- (10) 法令で禁止されている薬物などを所持・使用すること。
- (11) 前各号に規定するもののほか、学生及び社会人として、著しく名誉又は品位を傷つける行為をすること。

(倫理委員会)

- 第5条** この規程の実効性を確保するため、必要に応じ、本連盟に倫理委員会を置く。
- 2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の決議により別に定める。

(規程違反に対する対処)

- 第6条** 会員等が第3条又は第4条に違反する行為を行った恐れがある場合は、前条2項に定める規程に基づき直ちに調査を開始する。
- 2 前項の調査の結果、会員等にこの規程に違反する行為があったと認められた場合は、理事会は第8条の規定に基づく処分を行うほか、不祥事予防のための意識啓発活動等の検討、再発防止策の実施等、必要な措置を講ずるものとする。

(本連盟以外の団体等から処分を受けた場合の報告義務)

- 第7条** 会員等が、本連盟以外の団体等における諸規程に違反し、処分を受けた時は、速やかに本連盟に報告しなければならない。

(処分)

- 第8条** 会員等がこの規程に違反した場合の処分は、理事会の決議により次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 第2条(1)及至(3)に定める会員等
競技会等への出場及び参加資格の一定期間又は永久の停止その他必要な処分。
 - (2) 第2条(4)に定める役員

解任又は役員資格の取消又はその他必要な処分。

(3) 第2条(4)に定める職員

解雇、減給その他必要な処分。

- 2 前項の処分等を行うにあたっては、当事者に対して弁明の機会を与えるとともに、倫理委員会の意見を聴取しなければならない。

(処分の通知)

第9条 処分を決定した場合は、速やかに被処分者及び被処分者の所属する団体に通知するものとする。

(不服申立て)

第10条 会員等は、処分等に対して異議がある時は、本連盟に対して不服申立てをすることができる。

- 2 前項の不服申立ては、前条の通知後1か月以内にしなければならない。

第11条 前条の不服申立てがなされた場合、理事会は、速やかに再調査を行うとともに、不服申立ての日から起算して1か月以内にその結果を通知しなければならない。

- 2 前項の再調査に当たっては、倫理委員会の意見聴取を経なければならない。この場合において、再調査のための倫理委員会にあっては、新たに第三者の委員を加えることができるものとする。

(スポーツ仲裁機構)

第12条 本連盟の処分については、日本スポーツ仲裁機構に仲介を付託することができるものとする。

(細則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

- 2 この規程を改廃しようとする時は、理事会の過半数の賛成をもってこれを行う。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

この規程は、2019年10月18日から施行する